

筑紫野市

災害時等要援護者支援制度

筑紫野市災害時等要援護者支援制度とは

高齢者、障がい者などの支援を必要とする人に対し、日頃の見守り活動などを行うことにより、災害時において地域の共助による助け合いを迅速かつ的確に行うための制度です。

本制度に登録すると、区長や民生委員・児童委員などに登録した内容（登録台帳）が共有されます。

共有された登録台帳は、民生委員・児童委員による見守り訪問や地域での声かけなど、地域ネットワークの可能な範囲で活用されます。

支援を要する人 (要援護者)

- ・高齢者（75歳以上の人）
- ・要介護または要支援の認定を受けている者
- ・療育手帳（知的障がい）A1からA3の人
- ・身体障害者手帳1級または2級の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の人
- ・その他災害時において避難等の一連の行動に支援を要する人

登録台帳の 情報共有



*市と個人情報に関する協定を締結した自主防災組織にのみ共有します。

あなたも

災害時等要援護者支援制度に登録しませんか？

お問い合わせ先や登録方法等は裏面に記載しております。

登録方法

- ① 市役所・コミュニティセンター等に備えている『筑紫野市災害時等要援護者登録申出書兼登録台帳』に、氏名・住所・電話番号等の必要な情報を記入します。
- ② 登録申出書に記入した情報を地域支援組織（お住まいの民生委員・児童委員、行政区長、コミュニティ運営協議会、自主防災組織※、筑紫野市社会福祉協議会）へ共有することについて、同意していただきます。
- ③ 記入した登録申出書は、市役所生活福祉課または担当の民生委員・児童委員へ提出します。
- ④ 登録後は、登録台帳の副本が自宅に届きます。また、登録内容が地域へ共有され、日頃の見守りや地域の声かけ等に活用されます。

注意事項

- ① 本制度は、日頃の見守りや地域の声かけなどを行うことで、災害時において地域の助け合いによる支援を可能な範囲で行うための制度です。緊急時に救助等を行うものではありません。
- ② 登録は、変更の申出がない限り、継続されます。ただし、登録者が入院、入所その他の理由で、おおむね1年間自宅を不在にしていることが分かった場合は、登録を取り消す場合があります。自宅を不在にする予定があるときは、市役所生活福祉課または担当の民生委員・児童委員にご連絡ください。

【問い合わせ先】

筑紫野市役所	☎ 092-923-1111
生活福祉課	地域福祉担当 内線 430・431
危機管理課	危機管理担当 内線 222・223
高齢者支援課	高齢者福祉担当 内線 451・452